

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本事業に係る契約の締結は、当該事業に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和8年2月18日

分任支出負担行為担当官
米代西部森林管理署長 小野寺 靖久

1 競争に付する事項

- (1) 入札物件名 第1号 米代西部森林管理署 油類単価供給契約
- (2) 調達品の品名、品質規格、数量等 別紙「仕様書」による。
- (3) 契約日時 令和8年度予算成立後遅滞なく締結する。
- (4) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (5) 納入場所 店頭及び別紙「納入先一覧」のとおり

2 競争参加資格

- (1) 入札説明書及び入札心得の外、下記のとおりとする。
- (2) 令和7.8.9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）種類：「物品の販売」、営業品目：「213燃料類」、地域：「東北地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 東北森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 下記4(1)の提出書類を提出していること。
- (6) 電子調達システムによる場合は、入札説明書等をダウンロードしていること。
紙による場合は、下記3の(1)にて入札説明書等の交付を受けていること。

3 入札説明書等入手する方法及び場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
米代西部森林管理署 総務グループ 経理担当
住所 〒016-0815 秋田県能代市御指南町3-45 . 電話 0185-54-5511
- (2) 入札説明書等の交付方法
入札説明書等については、電子調達システムからダウンロードすること。
紙入札方式により入札に参加する場合は、上記3(1)の場所にて入札説明書等の交付を受けなければならない。この場合、令和8年2月18日(水)から令和8年3月24日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)の9時00分から17時00分までとする。
なお、紙入札希望者で郵送を希望する場合は、希望者の負担により交付するので上記3(1)に申し出ること。

4 事前に提出を要する書類の受領期限及び提出先

- (1) 提出書類
この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書等に示すところにより、全省庁統一資格審査結果通知書（写し）及び特質を有する物品の納入もしくは役務の提供が可能であると認められる証明書類（履行証明書等）を提出しなければならない。
また、当該証明書類に関し、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、開札日の前日までの間においてそれに応じなければならない。
- (2) 提出方法及び提出期限
ア. 電子調達システムにより参加する場合
電子調達システム上でPDFファイル形式により、令和8年3月16日(月)16時00分までに送信しなければならない。
イ. 紙入札方式により参加する場合
上記3の(1)の場所に、令和8年3月16日(月)16時00分までに、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

5 入札手続き等

- (1) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札により難い者は、紙入札方式により入札に参加することができる。
- (2) 入札は、総価による最低価格落札方式にて行う。
入札者は、調達油類の本体価格のほか、運搬等納入に要する一切の諸経費を含めて、契約希望金額を見積もること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約は落札価格に基づく単価契約とるので、入札書と同様に入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。

6 入札書の提出、開札の場所及び日時

- (1) 電子調達システムにより参加する場合の入札日時
令和8年3月23日(月)9時00分から令和8年3月24日(火)10時00分まで
- (2) 紙入札方式により参加する場合の受付日時等
令和8年3月24日(火)9時30分から行い、運転免許証等の身分証明書及び委任者の場合は委任状、全省庁統一資格（種類：「物品の販売」、営業品目：「213燃料類」、地域：「東北地域」）の写しを提示及び提出すること。
- (3) 郵便入札方式により参加する場合の受付日時等
郵送（書留郵便に限る。）による入札の受領期限については、令和8年3月23日(月)16時00分までに上記3(1)に必着とし、再入札には参加できない。郵送先は上記3(1)とし、入札書の日付は令和8年3月24日(火)とする。
- (4) 開札日時及び場所
令和8年3月24日(火)10時00分 米代西部森林管理署 1階会議室

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- (2) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると、分任支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 電子調達システムによる手続開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。
- (5) 電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- (6) 本公告に記載なき事項及び詳細は入札説明書及び入札心得による。
- (7) 東北森林管理局物品売買契約約款

本公告に係る東北森林管理局物品売買契約約款については、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホーム>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル

URL : <http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manuual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の交付日は本公告の公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規定(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、東北森林管理局のホームページの発注者綱紀保持対策をご覧下さい。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>)

仕様書

物件名 米代西部森林管理署 油類単価供給契約

1 数量の異動

発注者の都合により契約物件の予定数量に異動を生じても、受注者は異議を申し立てないものとする。

2 納品確認

受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油納品書（以下「納品伝票」という。）を発注者に交付するものとする。

また、発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名又は記名押印し、受注者にその受領書を交付するものとする。

前項の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。

ただし、納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名又は記名押印のないものは無効とする。

なお、発注者の行う署名又は記名押印は、物品売買契約約款第3条の担当職員とし、契約締結後受注者へ通知するものとする。

3 請求

この請求は契約期間中、月1回を超えることはできない。その際の端数処理は、油種ごとに1円未満を切り捨てとする。

3ヶ月の請求は早急に行うこととする。

4 予定数量増に伴う変更契約

契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、頭書の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ変更契約するものとする。

5 契約単価の変動による変更契約

契約単価の変更は変更契約により行うこととし、原則として「入札日の直前の基準価格又は変更契約日の直前の基準価格」（以下「現行の基準価格」という）から、その月の最終週の基準価格の差が、3円以上変動した場合において、変更できるものとする。

また、激変措置として、1ヶ月以内において、現行の基準価格から5円以上変動した場合は、その月の最終週の基準価格を待たず、契約単価を変更契約にて変更できるものとする。

いずれの変更契約の際も、変更要件を満たす油種が1つであっても、すべての品目の契約単価を変更できるものとする。

上記によらない契約単価の変更については、発注者、受注者協議のうえ、変更契約にて変更することができるものとする。

なお、上記「基準価格」とは、経済産業省資源エネルギー庁が公表する「給油所小売価格調査」の秋田県の1L当たりの価格（灯油は18で割った額とし、小数点第2位以下四捨五入とする）とし、ガソリンはレギュラー、灯油は配達とする。

6 品質・規格

別紙「単価表」のとおりとする。

7 納品方法及び納品場所

ガソリンの給油方法は、別紙「納入先一覧」から概ね10km以内の給油所等において車両もしくは携行缶へ供給する店頭渡しによるものとし、灯油の給油方法は、別紙「納入先一覧」の各官署に設置しているホームタンク・携行缶等への配達によるものとする。

納入先一覧

納入先	住所	電話
米代西部森林管理署	能代市御指南町3-45	0185-54-5511
二ツ井森林事務所	能代市二ツ井町字沢口57-1	0185-73-2617
仁鮎森林事務所	能代市二ツ井町仁鮎字川原田3-1	0185-73-2448
真名子森林事務所	山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇72	0185-79-2912
上岩川森林事務所	山本郡三種町上岩川字小出61-1	0185-88-2036
男鹿森林事務所	男鹿市北浦北浦字五輪野156-8	0185-33-2023
杉沢森林事務所	南秋田郡五城目町字七倉165-1	018-879-8502
藤里森林生態系保全センター	山本郡藤里町藤琴大関添24-3	0185-79-1003